

大学機関別認証評価

自己評価書

令和4年6月

秋田県立大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域 2	内部質保証に関する基準	8
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	19
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
領域 5	学生の受入に関する基準	31
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	37
	基準の判断 総括表	37
	システム科学技術学部	38
	生物資源科学部	53
	システム科学技術研究科	68
	生物資源科学研究科	82

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 秋田県立大学
- (2) 所在地 秋田県秋田市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	システム科学技術学部、生物資源科学部
大学院課程	システム科学技術研究科、生物資源科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部：1,669人、大学院：209人
教員数	専任教員数：172人、助手数：0人

2 大学等の目的

教育基本法第7条及び学校教育法第83条に根幹を置き、地域に根ざす公立大学であること等を踏まえ、大学学則第1条において「教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、次代を担う有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として地域の持続的発展に貢献することを目的とする。」と定めている。

次代を担う有為な人材像としては、真理探究の精神と、未来を切り拓く幅広い視野・柔軟な発想や豊かな創造力を兼ね備えた、21世紀を担う次代の人材であり、地域の持続的発展に貢献する姿としては、開かれた大学として、先端的な科学の研究及び技術の開発を行うことにより、地域産業の高度化を通じた本県の産業振興に寄与するとともに、県民に対して生涯にわたる高度な教育機会を提供することにより、本県の持続的発展に大きく貢献することである。

3 特徴

秋田県立大学は、全国でも最低レベルにあった県内4年制大学の収容力の改善、県内高校生の進学機会の充実と教育費の負担軽減、産業振興の面から見た技術者・科学者の育成や研究機能強化の必要性等を背景に、平成11年4月に、システム科学技術学部、生物資源科学部、短期大学部、木材高度加工研究所からなる県立大学として開学し、その後、平成14年に大学院システム科学技術研究科、平成15年に生物資源科学研究科を、いずれも区分制博士課程として設置した。平成18年には、地方独立行政法人法に基づいて、公立大学法人秋田県立大学が設置する大学となり、同時に短期大学部を再編して生物資源科学部のアグリビジネス学科として、現在に至っている。

大学の施設は、秋田県の日本海側に、南から、由利本荘市にシステム科学技術学部、秋田市に大学本部と生物資源科学部の3学科、大潟村にアグリビジネス学科、能代市に木材高度加工研究所が所在し、南北で緯度にして約1度、約100キロメートル離れる分散キャンパスとなっている。

これらの教育研究組織の目的等については、大学学則、大学院学則、学部規程、大学院規程等において、次のように定めている。

(1) システム科学技術学部

機械工学科、知能メカトロニクス学科、情報工学科、建築環境システム学科、経営システム工学科の5学科構成である。技術者として必要な基本能力を身につけた豊かな人間性を有するとともに、自然・社会に学び、幅広い視野と価値観に基づき、多様な技術を統合させるシステム思考により、世界に発信できる「独創性」を備えた、次世代のものづくりを担うことのできる人材の養成を目的とする。

(2) 生物資源科学部

応用生物科学科、生物生産科学科、生物環境科学科、アグリビジネス学科の4学科構成である。人類と生物資源の持続可能な共存をはかるため、先端科学や技術を駆使して幅広い視野から真理を探究し、生物資源科学・農学を身に付けた自立的な社会人として、時代の変化や科学技術の発展を不断に学習し、問題解決に取り組める人材の養成を目的とする。

(3) システム科学技術研究科

主体的で柔軟かつ総合的な問題解決能力、高度な専門的知識と応用力を備えた起業精神、創造性・独創性豊かな優れた研究能力を備えた人材の養成を目的とする。特に、博士前期課程では、学部教育の基礎に立って研究開発能力を育み、システム思考にさらに高度で先端的な厚みと広がりを持たせることにより、発展的な未来を切り開く高度専門職業人の養成を目的とする。また、博士後期課程では、前期課程の基礎に立って研究開発能力を高め、複数の分野を統合する高い立場から広い視野で物事を分析し、問題の提起と解決を行う能力を有する高度技術研究者の養成を目的とする。

(4) 生物資源科学研究所

人類と生物資源の持続可能な共存をはかる新しい知恵や技術を有する専門家・研究者の養成を目指す。博士前期課程においては、学部教育の基礎に立ってより高度な専門性や幅広い視野を身につけ、それらを効率よく運用できるマネジメント能力を備えた高度専門職業人の養成を目的とする。博士後期課程においては、高度で先端的な生物資源科学や技術などのアプローチ方法及び課題解明への応用手法等を教育の重点項目とすることにより、生物資源科学の広範な専門知識と問題発見・解決能力を活かして独創的な研究分野を開拓し、発展させていける高度技術研究者の養成を目的とする。

(5) 木材高度加工研究所

大学に附置の研究所であり、「木都」と称せられる能代市に所在する。大学に属する機関としては唯一「木材」を冠する専門教育・研究機関であり、森林資源を活用した持続的な資源循環型社会の形成を目標とする。

(6) その他の教育研究組織

教養教育、語学教育、保健体育教育、情報教育その他の各学部に通ずる教育及び研究を行うための組織として総合科学教育研究センターを、学術研究の推進、知的財産の管理、地域における科学技術の発展及び産業の振興に資するための組織として地域連携・研究推進センターを、農業振興を核とした地域及び地域産業の活性化に資する理論や技術に関し全学が連携して教育及び研究を行うための組織としてアグリイノベーション教育研究センターをそれぞれ設置している。

本学の教育研究上の特徴としては、学生に対する細やかな指導が可能となる充実した教員スタッフ、教員学部1年次から専門科目を学べ、学部3・4年次にも教養基礎教育科目を学べるクサビ型カリキュラムの採用、学生自主研究制度の実施などが挙げられる。学生自主研究制度は、主として1・2年次の学部生が自ら研究テーマを決め、個人で、あるいはグループを組織し、指導教員のアドバイスを受け自主的に研究を行うものであり、これらの取組により、3年次以降の本格的な専門分野での研究に不可欠な問題解決能力や研究心を涵養している。

このような問題解決能力と基礎的能力の双方を兼ね備えた高度な教育の実践と、3年次からの年間を通じたキャリアガイダンス等により、最近5ヶ年間の就職希望者数を分母とする就職者の割合（就職率）は、連続して100%となっている。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準 : 「該当なし」

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－1－1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・ 自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・ 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（システム科学技術学部3学科）		
	1-1-1-02 基本計画書（総合システム工学専攻）		
	1-1-1-03 基本計画書（共同サステナブル工学専攻）		
	・ 共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	1-1-1-04 国立大学法人秋田大学と公立大学法人秋田県立大学との共同大学院の設置に関する協定書		
	1-1-1-05 秋田大学と秋田県立大学の共同大学院における共同サステナブル工学専攻協議会規程		
	1-1-1-06 秋田大学と秋田県立大学の共同大学院における共同ライフサイクルデザイン工学専攻（共同サステナブル工学専攻）協議会議事要旨（令和3年度分）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【システム科学技術学部学科再編の経緯】 産業構造の急激な変化、少子高齢化と人口減少問題が顕在化する中、大学が立地する秋田県においては、「航空機、自動車、新エネルギー、医療福祉、情報関連」を成長分野として位置づけた「あきたみらい総合戦略」（2015.10）を策定・公表した。「秋田県の持続的発展に貢献すること」を建学の理念の一つに掲げる本学においても、社会の急激な変化に対応した人材養成や地域課題の解決に資する教育研究のあり方について、「将来構想委員会」を設置し、検討を開始した。この中で、システム科学技術学部においては、今後伸びることが予想される社会インフラ系、メカトロニクス産業、知的情報産業への人材輩出を目指すこととし、従来の機械知能システム学科と電子情報システム学科の2学科を、機械工学科、知能メカトロニクス学科、情報工学科の3学科に再編して、第3期中期計画がスタートする平成30年度から学生を受け入れることとした。			
【総合システム工学専攻専攻改組の経緯】 システム科学技術学部の学科改組に対応した大学院専攻科の改組について、「将来構想委員会」において検討を重ね、既存の4専攻の中心的な学問分野である機械知能システム学、電子情報システム学、建築環境システム学及び経営システム工学を融合させた新しい専攻として、総合システム工学専攻を設置し、分野横断的な教育・研究を加速させ、特定分野を深めつつそれ以外の分野についても深い知見を持った「工」型人材の養成を目指すこととした。具体的には、修士の学位取得を目指す通常の課程とは別に、分野横断的な特色ある教育プログラムとして、スマート農業教育プログラム、大規模木造建築教育プログラム、輸送機械教育プログラム、再生可能エネルギー教育プログラムの履修を可能としており、修士の学位取得と同時に、本プログラムで扱う特色ある領域（分野）についても深い知見を持った人材として、社会に対して強くアピールできるようにしている。			
【共同サステナブル工学専攻専攻改組の経緯】 秋田県立大学大学院システム科学技術研究科と秋田大学大学院工学資源学研究科との間では、2012年に大学院共同教育課程として、「共同ライフサイクルデザイン工学専攻」が設置したが、近年、地球温暖化問題に伴う二酸化炭素排出量削減の要請が高まり、再生可能エネルギーの導入や、自動車・航空機・船舶などの移動体動力システムの電動化が重要な課題となっていた。こうした状況の中、秋田県は、秋田大学・秋田県立大学とともに、「小型電動化システムの研究開発による産業創生」をテーマとして、内閣府の地方大学・地域産業創生交付金に申請し、採択されるに至った。「秋田県の持続的発展に貢献すること」を設置理念の一つとする秋田県立大学としては、秋田大学と協議しながら、「将来構想委員会」において検討を重ね、従来のライフサイクルデザイン工学専攻を改組し、環境配慮設計分野に、再生可能エネルギー、エレクトロモビリティの分野を加えた共同サステナブル工学専攻に改組することとしたものである。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
〔分析項目 1－2－1〕 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 1		
	0-0-0 認証評価共通基礎データ		
〔分析項目 1－2－2〕 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
【活動取組 1－2－A】 ・ 本学は、平成25 年に秋田大学が拠点となり秋田県内の高等教育機関や公設研究機関、自治体、行政機関、企業で設立した「女性研究者支援コンソーシアムあきた」に参画し、女性研究者の支援に取り組んでいる。取組例として、「女性研究者支援コンソーシアムあきた賞」の表彰制度が挙げられる。各機関で優れた研究成果等を挙げた若手女性研究者、又は研究と育児（介護）の両立など、ワークライフバランスを確保しながら研究活動等において成果を上げている女性研究者を顕彰することで、女性研究者自身の研究意欲の向上と各機関での男女共同参画の推進を図っており、平成26 年度から令和3 年度の8 年間に、本学の女性教員・研究者が計8 名受賞している。 ・ 本学では平成28 年12 月から本学の女性研究者の出産・育児・家族の介護等と研究活動の両立を支援するために、研究支援員を配置する「研究支援員制度」を実施している。制度開始から令和3 年度までに延べ18名の女性研究者が本制度を利用しており、利用者からはワークライフバランスの確保につながったとの評価を得ている。	1-2-A-01 女性研究者支援コンソーシアムあきたの概要		
	1-2-A-02 秋田県立大学女性研究者研究支援員配置申請募集要項ほか		
	1-2-A-03 研究員支援員制度利用者の実績とその評価		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 1－3－1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 秋田県立大学学則	第 3 条～第 5 条	
	1-3-1-02 秋田県立大学大学院学則	第 4 条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 秋田県立大学学則	第 7 条～第 8 条	再掲
	1-3-1-02 秋田県立大学大学院学則	第 5 条	再掲
	1-3-1-03 秋田県立大学副学部長及び副研究科長設置規程	第 1 条	
[分析項目 1－3－2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の運営規定等		
	1-3-2-01 秋田県立大学学部教授会規程	第 3 条～第 4 条	
	1-3-2-02 秋田県立大学研究科教授会規程	第 3 条～第 4 条	
[分析項目 1－3－3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 運営規定等		
	1-3-3-01 公立大学法人秋田県立大学定款	第 19 条～第 20 条	
	1-3-3-02 公立大学法人秋田県立大学教育研究協議会規程	第 2 条、第 5 条	
	1-3-3-03 秋田県立大学教務・学生委員会規程	第 2 条、第 5 条	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			

■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程	第2条	
	2-1-1-02 内部質保証の手順等に関する工程表(R3.11～R5.3)		
	2-1-1-03 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程の解釈及び運用について		
	2-1-1-04 公立大学法人秋田県立大学自己評価委員会規程	第4条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程	第2条	再掲
	2-1-2-01 秋田県立大学の教育課程に関する自己点検・評価実施要綱	第1条、第2条	
	2-1-2-02 システム科学技術学部・研究科の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		
	2-1-2-03 生物資源科学部・研究科の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの） 2-1-2-04 共同サステナブル工学専攻の教育課程と学習成果に関する報告書		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-3-01 秋田県立大学の施設及び設備に関する自己点検・評価実施要綱		
	2-1-3-02 秋田県立大学教育本部の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		
	2-1-3-03 教育改革支援センター会議事要旨（非公表）		
	2-1-3-04 学生支援センター会議事要旨（非公表）		

	2-1-3-05 キャリア教育センター会議議事要旨（非公表）		
	1-3-3-03 秋田県立大学教務・学生委員会規程		再掲
	2-1-3-06 秋田県立大学附属図書館運営委員会規程		
	2-1-3-07 秋田県立大学学生相談室規程		
	2-1-3-08 秋田県立大学国際交流委員会規程		
	2-1-3-09 秋田県立大学入学試験委員会規程		
	2-1-3-10 秋田県立大学入学試験実施専門部会設置要綱		
	2-1-3-11 公立大学法人秋田県立大学事務組織規程		
	2-1-2-02 システム科学技術学部・研究科の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-1-2-03 生物資源科学部・研究科の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-1-1-01 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目2-1-1〕 従前より自己評価委員会で行ってきた自己点検・評価活動をベースに、それを組織的に確認し、改善策を実行していくプロセスを本学内部質保証システムと規定（「2-1-1-01_公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程」）し、運用している。具体的には、各本部・部局において事業実施するとともに、自己点検・評価活動を行い、アクションプランを用いて自己評価委員会にて進捗管理、モニタリングをし、同時に、全学的に学長の目を通して成果のチェックと必要な改善検討も行っている。この他、成果確認前には部局長等連絡調整会議で各項目の取組状況を情報共有し、必要な軌道修正を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程	第2条	再掲
	2-2-1-01 秋田県立大学教学マネジメント基本方針		
	2-1-3-02 秋田県立大学教育本部の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱	第2条	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	2-2-1-02 教育改革支援センター設置要綱		
	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 秋田県立大学の教育課程に関する自己点検・評価実施要綱	第2条	再掲
	2-1-2-02 システム科学技術学部・研究科の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-1-2-03 生物資源科学部・研究科の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-2-1-01 秋田県立大学教学マネジメント基本方針		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-3-02 秋田県立大学教育本部の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-2-2-01 教職支援室設置要綱		
	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-3-01 秋田県立大学の施設及び設備に関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-2-3-01 施設及び設備に関する自己点検・評価実施手順（総務本部）		
	2-2-3-02 施設及び設備に関する自己点検・評価シート（総務本部）		
	2-2-3-03 ICT環境整備に係る施設及び設備に関する自己点検・評価実施手順（企画・広報本部）		
	2-2-3-04 ICT環境整備に係る施設及び設備に関する自己点検・評価シート（企画・広報本部）		
	2-1-3-06 秋田県立大学附属図書館運営委員会規程		再掲
	2-1-3-02 秋田県立大学教育本部の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲

[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程	第9条	再掲
	2-1-3-02 秋田県立大学教育本部の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-2-4-01 教育本部に関する自己点検・評価実施要綱に係る意見聴取等の実施要領		
	2-2-4-02 アンケート調査実施方針【学部】		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程		再掲
	2-1-2-01 秋田県立大学の教育課程に関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-1-3-01 秋田県立大学の施設及び設備に関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-1-3-02 秋田県立大学教育本部の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程		再掲
	2-1-2-01 秋田県立大学の教育課程に関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-1-2-02 システム科学技術学部・研究科の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	2-1-2-03 生物資源科学部・研究科の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 公立大学法人秋田県立大学内部質保証に関する体制及び手順等に関する規程		再掲
	2-1-1-02 内部質保証の手順等に関する工程表(R3.11～R5.3)		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-2-5】 学外からの意見については、役員会が受け、役員会が各本部・部局へ指示し、各本部・部局で対応策などを検討、立案し、部局長等連絡調整会議等で共有・提案し、アクションプランに落とし込み実行に移している。また、その実績評価を自己評価委員会で行い、次年度への改善に活かしている。（本学内部質保証システムでの運用） 【分析項目2-2-7】 自己評価委員会にて、アクションプランを用いた進捗管理・モニタリングを行い、改善方策などがあれば、役員会に報告し、役員会が承認し、各本部・部局に対して次年度への反映を指示している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 ファクトブック2021 2-3-2-02 ファクトブック2020		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 卒業生及び修了生アンケート		
	2-3-3-02 就職先アンケート報告書		
	2-3-3-03 平成30年度学生生活アンケート結果（学部）		
	2-3-3-04 平成30年度学生生活アンケート結果（研究科）		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-3-3] 卒業時アンケートで出された意見・要望を収集・分析し、改善すべき事項として以下の取り組みを実施（予定含む）している。 ・図書館の開館時間延長（平日の開館時間を8時30分から8時、休日の閉館時間を19時から21時、試験期間の閉館時間を22時から24時にそれぞれ延長） ・英語カリキュラムの大幅な見直し（能力に応じて科目を選択できるようレベル別に細分化） ・学生寮への冷房設備導入（令和4年度中の設置を計画し、現在進行中） 入学時アンケート結果は、主としてアドミッションチームと企画チームの広報担当で共有し、アドミッションチームでは本学へ出願の決定時期に合わせて対象者にタイムリーな情報提供を行い、企画チームの広報担当ではSNSやYouTubeを利用した本学の紹介を強化している。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[2－3－A] ・学部学科等で実施した外部評価	2-3-A-01 令和3年度実施機械工学科外部評価等報告書（非公表）		
	2-3-A-02 令和3年度実施知能メカトロニクス学科外部評価等報告書（非公表）		
	2-3-A-03 令和3年度実施情報工学科外部評価等報告書（非公表）		
	2-3-A-04 令和2年度実施建築環境システム学科外部評価等報告書（非公表）		
	2-3-A-05 令和2年度実施経営システム工学科外部評価等報告書（非公表）		
	2-3-A-06 令和3年度実施生物資源科学部外部評価報告書（非公表）		
	2-3-A-07 令和3年度実施総合科学教育研究センター外部評価報告書（非公表）		
	2-3-A-08 令和3年度実施木材高度加工研究所外部評価報告書（非公表）		
[2－3－B] ・アクションプランを用いた本学内部質保証システムの運用	2-3-B-01 R3年度アクションプランサンプル（教育本部、システム）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・全ての学部学科等で自己点検・評価活動を行い、その結果に複数の外部評価委員による評価を受け、改善策を検討しており、外部評価結果等はキャンパス懇談会（本学のメインキャンパスの秋田キャンパス及び本荘キャンパスにおいて、役員会からの伝達事項とキャンパス毎の課題を共有し意見交換する場）で共有され、特に改善策についてはアクションプランに反映させ、着実に改善を実行している。 ・アクションプランのシートを用いた本学内部質保証システムの運用により、中期計画、年度計画で掲げた事項等について、事業や取組みの項目と進捗状況を関係者が一目で確認できるようになり、着実に実行し成果をあげている。また、学科会議や事務局チーム内でも、役職者や自己点検委員ではない教職員まで、シートを目にする機会が増え、事業取組みを意識して行動する動きが始まっている。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
〔分析項目2－4－1〕 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	1-3-3-01 公立大学法人秋田県立大学定款	第16条	再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 役員会議事要旨及び資料（システム科学技術学部学科再編）		
	2-4-1-02 役員会議事要旨及び資料（システム科学技術研究科専攻改組）		
	2-4-1-03 公立大学法人秋田県立大学将来構想委員会規程		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目2－4－1〕 システム科学技術学部においては、従来1学年80名の学科が2つあったが、より「少人数教育」に近づけるため1学科60名以内で検討し、1学年60名2学科と40名1学科の3学科に改組した。この結果、PBL科目の導入等きめ細かい指導が実現でき、学生アンケートでも好評を得ている。また、新学科としては、今後の社会では情報ネットワークやソリューションを担う人材が強く求められると予想して、情報工学科を設立した。その結果、前身にあたる電子情報システム学科と比較して、入試での志願倍率が、改組前5年平均の5.5倍から改組後5年平均で6.2倍に上昇し、また退学者数に関しても、改組前3年平均3.8%から改組後3年平均1.7%に減少した。他の学科で入試志願倍率の低下が見られるのは、全入の影響と考えており、引き続き高校生への学科の特長の周知等に努めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあっては、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 秋田県立大学教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-02 教員の採用選考手続きについて（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-02 教員の採用選考手続きについて（非公表）		再掲
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-03 教員の大学院指導資格に関する申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-04 秋田県立大学大学院システム科学技術研究科教員資格審査申し合わせ（非公表）		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 公立大学法人秋田県立大学職員就業規則	第10条	
	2-5-2-02 公立大学法人秋田県立大学職員評価規程（非公表）		
	2-5-2-03 公立大学法人秋田県立大学職員評価要綱（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-04 人事制度説明資料（教員評価関係抜粋）（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-02 公立大学法人秋田県立大学職員評価規程（非公表）		再掲
	2-5-3-01 人事制度説明資料（年俸関係抜粋）（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-04 人事制度説明資料（教員評価関係抜粋）（非公表）		再掲

[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-1-3-11 公立大学法人秋田県立大学事務組織規程		再掲
	2-5-5-01 公立大学法人秋田県立大学事務組織図		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 公立大学法人秋田県立大学事務組織図		再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	2-5-5-02 R4年度前期TA採用実績		
	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 秋田県立大学大学院ティーチング・アシスタントの制度に関する実施要綱		
	2-5-6-02 教務委員会資料（システム科学技術学部）（非公表）		
	2-5-6-03 生物資源科学研究科におけるティーチング・アシスタント制度に係る申し合わせ		
	2-5-6-04 TAハンドブック(システム科学技術研究科)		
	2-5-6-05 TAハンドブック(生物資源科学研究科)		
	2-5-6-06 システム科学技術学部研究科オリエンテーションタイムテーブル		
	2-5-6-07 TA研修会資料(生物資源科学研究科)		
	2-5-6-08 R3年度後期TA実績報告書（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目 2－5－1】 教員の採用にあたっては、「2-5-1-02_教員の採用選考手続きについて（非公表）」に基づき、部局の選考委員会による一次選考（書類及び面接）及び役員会による二次選考（面接）が行われる。応募書類は、履歴書・研究業績書及びこれまでの教育・研究・社会活動（地域貢献）の概要と抱負であり、部局の書類選考ではこれらにより教育、研究、地域貢献等の実績を評価し面接人数を調整する。部局の面接は応募書類内容のプレゼンテーション及び質疑応答により、当該募集に相応しい能力と人物・適性を持つか総合的に判断し、必要に応じ模擬授業により教育上の能力を評価している。役員会面接でも、同様のプレゼンテーションと質疑応答により当該募集に求める能力と人物・適性を持つか総合的に判断し、また、当該専門分野に疎い役員に対しても理解しやすいプレゼンテーションを求めて、本学教員として必要な教育上の能力を判断している。			
【分析項目 2－5－2】 目標設定や1次評価時に、1次評価者が被評価者と面談することで、業務のポイントやレベルについて共通理解を深めるよう努めている。また、評価が低かったり異議申立てがあった被評価者への2次・3次評価者面談を実施し、改善のアドバイス等を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【活動取組 2－5－A】 ・教員の新規採用は原則として公募制により行い、学内外から有為な人材を広く募集し、関係部局と役員による２段階の選考を行うなど、透明性の高い公正な手続きにより、募集条件に適合した教育研究能力を有する優秀な人材の確保・登用を最優先に実施している（根拠資料「2-5-1-02_教員の採用選考手続きについて（非公表）」のとおり）。また、昇格についても教員の年齢による半ば自動的な内部昇格は行わず、原則として学内公募による候補者の選抜と役員による面接審査（プレゼンテーションと質疑応答）による公正な選考によって、職位に見合う能力を有する優秀な人材登用を最優先している（根拠資料「2-5-A-1_令和２年度教員特別昇任募集要項」のとおり）。この際、教育研究実績について公募制による新規の教員採用と同様の審査を行い、教育研究体制の強化・向上に取り組んでいる。	2-5-1-02 教員の採用選考手続きについて（非公表）		再掲
	2-5-A-01 令和２年度特別昇任募集要項（非公表）		
【活動取組 2－5－B】 ・教員の流動性と組織としての柔軟性を高め、より充実した教育研究活動を行うために、部局間、学科間、講座・研究グループ間における教員の所属替え手続きを定めている（根拠資料「2-5-B-1_教員の所属替え手続きについて」のとおり）。 ・この制度は、部局長が教育研究上の必要性等に鑑みて学長に要望して実現するもので、平成29年度から令和３年度の５年間で２人が部局・学科間等で所属替えを行い、また、講座・研究グループ間での所属替えも適宜実施している。	2-5-B-01 教員の所属替えに係る手続きについて（非公表）		
【活動取組 2－5－C】 ・授業評価活動の実施	2-5-C-01 教員授業評価実施一覧（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・教員の新規採用は原則として公募制により行い、学内外から有為な人材を広く募集し、関係部局と役員による２段階の選考を行うなど、透明性の高い公正な手続きにより、募集条件に適合した教育研究能力を有する優秀な人材の確保・登用を最優先に実施している。 ・学内教員の年齢や勤続年数による半ば自動的な昇格は行っておらず、学内公募により昇格候補者を選出し、役員の審査を経て決定しており、職位に見合う教育研究能力を有する優秀な人材の確保・登用を最優先に実施している。 ・大学が名誉教授等に評価者を依頼し「教員の授業評価」を行っている。教員に優劣をつけたり教員評価に用いたりするものではなく、教員の授業内容及び授業方法の向上・改善を目的とし、定期的の実施している。また、希望により事前に授業評価について評価者と打ち合わせを行うことができるなど授業評価がより充実するよう実施方法を工夫している。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01 令和3事業年度財務諸表		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 R3年度監事監査報告書・会計監査人監査報告書（非公表）		
[分析項目 3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式 3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 予算と決算が30%以上乖離している理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 3－2－1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-3-01 公立大学法人秋田県立大学定款	第 13 条、第 16 条、第 17 条～第 18 条	再掲
	3-2-1-01 公立大学法人秋田県立大学経営協議会規程		
	1-3-3-02 公立大学法人秋田県立大学教育研究協議会規程		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
[分析項目 3－2－2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	1-3-1-04 法人組織・教員組織役職者一覧		再掲
	・法令遵守事項一覧（別紙様式 3－2－2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式 3－2－2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 3－3－1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2－5－5 教育支援者を含む。））（別紙様式 3－3－1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-1-3-11 公立大学法人秋田県立大学事務組織規程	第 3 条～第 7 条	再掲
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-01 公立大学法人秋田県立大学事務組織図		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
〔分析項目 3－4－1〕 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式 3－4－1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
〔分析項目 3－4－2〕 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 3－4－2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組 3－4－A】 事務職員の育成についての方針を策定し、育成にかかる基本的な考え方、求める職階別能力、標準的キャリアパス、具体的な人材育成の取組についてそれぞれ示しており、これに基づき組織的・体系的にSDを実施している。	3-4-A-01 事務職員の育成方針		
	3-4-A-02 事務職員の研修実施状況		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 事務職員の育成についての方針を定め、求める職階別能力、標準的キャリアパス、研修制度等、具体的な人材育成の取組について明確に示しており、これに基づき組織的・体系的にSDを実施している。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-3-01 公立大学法人秋田県立大学定款	第 9 条	再掲
	3-5-1-01 公立大学法人秋田県立大学監事及び監事監査に関する規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 令和3年度監事監査計画書（非公表）		
	3-5-1-03 令和3年度監事監査報告書（非公表）		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目 3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和3年度監査計画概要書（非公表）		
	3-5-2-02 令和3年度監査結果概要書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目 3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 公立大学法人秋田県立大学内部統制システムの運用に関する規程	第 6 条	
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 公立大学法人秋田県立大学内部監査規程	第 6 条	
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和3年度監査計画（非公表）		
	3-5-3-04 令和3年度監査実施計画（非公表）		
	3-5-3-05 令和3年度定期監査要領（非公表）		
	3-5-3-06 令和3年度監査報告書（非公表）		
	3-5-3-07 令和3年度定期監査改善措置確認報告書（非公表）		
[分析項目 3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和3年度四者協議会議事録要旨（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 3－6－1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3－6－1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 3－6－1] 今年度より義務化された教職課程の自己点検評価・公表については、令和3年度中に自己点検・評価を実施するための組織や方法、評価項目などを整備し、令和4年度より運用を開始しているため、結果の公表は翌年度以降となる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	0-0-0 認証評価共通基礎データ		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
	4-1-1-01 シャトルバス運行表		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	4-1-3-01 秋田県立大学における耐震対応状況一覧		
	4-1-3-02 第3期中期目標期間中の施設・設備等の改修状況		
	4-1-3-03 バリアフリーマップ		
	4-1-3-04 外灯・防犯カメラ設置マップ（非公表）		
	4-1-3-05 AED・担架・車イス配置マップ		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 令和3年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》		
	4-1-4-02 学習支援システムの整備状況（非公表）		

[分析項目 4－1－5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（秋田C）		
	4-1-5-02 学術情報基盤実態調査（本荘C）		
	4-1-5-03 学術情報基盤実態調査（大潟C）		
	4-1-5-04 学術情報基盤実態調査（木高研）		
	4-1-5-05 図書館利用状況		
[分析項目 4－1－6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4－1－6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
	4-1-6-01 グループ学修室等の利用状況（秋田）		
	4-1-6-02 グループ学修室等の利用状況（本荘）		
	4-1-6-03 大学院生研究スペース(本荘キャンパス)		
4-1-6-04 大学院生研究スペース(秋田キャンパス)			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【活動取組 4－1－A】 各施設の使用に当たっては、毎年度、施設管理者が施設使用計画を策定しており、限られた教育研究スペース（研究室、講義室、演習室、実験・実習室等）を目的・用途の度合いや利用頻度等を踏まえ、適切に配分している。	4-1-A-01 施設の使用許可に関する手続きについて（本部長通知）		
	4-1-A-02 施設利用計画（R4秋田キャンパス例）（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 4－2－1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式 4－2－1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	4-2-1-01 生物資源科学部・研究科学生委員会運営内規		
	4-2-1-02 システム科学技術学部・研究科学生委員会設置要綱		
	4-2-1-03 学年担当制について		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	2-1-3-07 秋田県立大学学生相談室規程		再掲
	4-2-1-04 生物資源科学部・研究科学生委員会学生相談部会運営内規		
	4-2-1-05 秋田県立大学システム科学技術学部学生支援グループ運営内規		
	4-2-1-06 2022学生便覧	学生相談室p88、保健室p87	
	4-2-1-07 学生相談室案内（秋田C）		
	4-2-1-08 学生相談室案内（本荘C）		
	4-2-1-09 学生相談室だより（本荘C）		
	4-2-1-10 健康のしおり		
	4-2-1-11 システム科学技術学部キャリア支援委員会設置要綱		
	4-2-1-12 生物資源科学部キャリア支援委員会設置要綱		
	4-2-1-13 就職相談の周知（本学ホームページ）		
	4-2-1-14 キャリア支援体制(2022就職ガイドブック)		
	4-2-1-15 キャリア支援体制		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-16 公立大学法人秋田県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程		
	4-2-1-17 ハラスメント対策室設置要綱		
	4-2-1-06 2022学生便覧	ハラスメント関係p89	再掲

	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-06 2022学生便覧	学生相談室p88、保健室p87、ハラスメント関係p89	再掲
	4-2-1-07 学生相談室案内（秋田C）		再掲
	4-2-1-08 学生相談室案内（本荘C）		再掲
	4-2-1-09 学生相談室だより（本荘C）		再掲
	4-2-1-10 健康のしおり		再掲
	4-2-1-13 就職相談の周知（本学ホームページ）		再掲
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
	4-2-2-01 クラブ・サークル団体一覧		
	4-2-2-02 後援会課外活動支援助成要領		
	4-2-2-03 令和3年度後援会助成実績		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-3-01 留学生に対する生活支援の実施状況		
	4-2-3-02 留学生へのサポート情報（ホームページ）		
	4-2-3-03 留学生のためのチューター制度にかかる申し合わせ（生物資源科学部）		
	4-2-3-04 日本語教室実施報告（R3前期分）		
	4-2-3-05 日本語教室実施報告（R3後期分）		
	4-2-3-06 外国人留学生居住費支援金交付要綱		
	4-2-3-07 入国時滞在費支援金交付要綱		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		

[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	4-2-4-02 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項		
	4-2-4-03 障害を理由とする差別に関する相談への対応及び支援体制について		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 秋田県立大学20周年記念奨学金要綱		
	4-2-5-02 20周年記念奨学金案内		
	4-2-5-03 秋田県立大学大学院優秀学生奨学金要綱		
	4-2-5-04 大学独自の奨学金実績		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-05 日本学生支援機構奨学金実績		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-01 秋田県立大学20周年記念奨学金要綱		再掲
	4-2-5-02 20周年記念奨学金案内		再掲
	4-2-5-03 秋田県立大学大学院優秀学生奨学金要綱		再掲
	4-2-5-04 大学独自の奨学金実績		再掲
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-06 秋田県立大学学生納付金規程		
	4-2-5-07 授業料減免制度案内		
	4-2-5-08 授業料等減免実績		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-09 秋田県立大学学生寮規程		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p109	再掲
	4-2-5-10 入寮案内		
	4-2-5-11 令和3年度寮生数		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 4－2－1] 本学では、ハラスメントに関する苦情の申し出や相談への対応窓口として、ハラスメント対策室、ハラスメント相談員（26人）及び学外相談窓口（顧問弁護士1人）を置いており、本学イントラネットにそれぞれの連絡先を明示している。このうち、ハラスメント相談員についてはイントラネットに名簿を掲載し、相談員の氏名、性別、所属を明示することで、相談者が相談しやすいよう配慮している。			
[分析項目 4－2－2、3、4、5] 各学科に学年担当教員（各学科2～4名）を配置し、学生全員に対する定期面談や個別相談を行い、学修や学生生活支援に関するニーズを汲み上げるとともに、学生が抱える様々な問題の把握に努めている。内容に応じて、学生支援に関わる教員（学生相談部会、学生支援グループ）や学生相談室、保健室、学生チームなどの関係者が情報を共有し、状況によっては各学科・研究室の教員とも連携を取りながら、学生が発するサインの早期発見や問題解決ができる体制を整えている。 また、キャリア支援チーム（事務局）が、原則全ての学生の就職・進学状況を随時把握し、原則毎月実施されるキャリア支援委員会に参加するキャリア支援委員（教員）を通して、各研究室の就職・進学状況を情報共有している。そこで就職・進学に問題がある学生については、学生の担当教員・学科のキャリア支援委員、及び専属のキャリアカウンセラーを中心としたキャリア支援チームが協同で対応を行っている。結果、過去5年間学部では就職希望者に対する就職内定率が100%となっている。（6-8で再掲）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・臨床心理士（カウンセラー）と学年担当教員（担任）の配置に加えて、学生支援グループと学生相談部会に教員を配置し、担当教員が学生対応の勉強をしたりカウンセラーと緊密に連携することにより、学業を続けることに困難のある学生を早期に発見して支援している。 ・卒業生の学生満足度が高く、毎年8～9割の学生が満足していると回答（学生満足度アンケート結果より） ・生物資源科学部の外部評価でも良い点として高い評価を得た。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

 : 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 学士課程アドミッション・ポリシー		
	5-1-1-02 大学院課程アドミッション・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[5-1-1] 全学ポリシーと学部・学科ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。 また、大学院アドミッションポリシーにおいて、自己点検評価の結果、入学者選抜の基本方針の記載追加等を含め、見直し対応中である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[5-1-A] 学士課程においては、入学者選抜要項、各種募集要項及びホームページでの周知に加え、受験生等には高校生目線で制作した「入試ガイド」を配布（ホームページにはデジタルパンフレットを掲載）し、幅広く周知している。	5-1-A-01 入試ガイド		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 5－2－1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5－2－1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	2-1-3-09 秋田県立大学入学試験委員会規程	第 2 条	再掲
	2-1-3-10 秋田県立大学入学試験実施専門部会設置要綱	第 2 条	再掲
	5-2-1-01 秋田県立大学システム科学技術学部入学対策委員会設置要綱	第 2 条	
	5-2-1-02 秋田県立大学生物資源科学部入学対策委員会運営内規	第 2 条	
	5-2-1-03 令和4年度学生募集要項(総合型選抜)		
	5-2-1-04 令和4年度学生募集要項（学校推薦型選抜）		
	5-2-1-05 令和4年度学生募集要項・一般選抜(前期日程・後期日程)		
	5-2-1-06 令和4年度学生募集要項・編入学(推薦選抜・一般選抜)		
	5-2-1-07 令和4年度システム科学技術研究科博士前期課程学生募集要項(推薦特別選抜)		
	5-2-1-08 令和4年度システム科学技術研究科博士前期課程学生募集要項(推薦特別選抜以外)		
	5-2-1-09 令和3年度システム科学技術研究科・博士前期課程・学生募集要項(10月入学者・旧専攻での募集版)		
	5-2-1-10 システム科学技術研究科博士前期課程共同サステナブル工学専攻学生募集要項		
	5-2-1-11 令和4年度生物資源科学研究科博士前期課程学生募集要項(推薦特別選抜)		
	5-2-1-12 生物資源科学研究科博士前期課程学生募集要項(推薦特別選抜以外)		
	5-2-1-13 システム科学技術研究科博士後期課程学生募集要項		
	5-2-1-14 生物資源科学研究科博士後期課程学生募集要項		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-15 システム科学技術学部R4年度総合型選抜手引（非公表）		
	5-2-1-16 生物資源科学部R4年度総合型選抜手引（非公表）		
	5-2-1-17 システム科学技術学部R4年度推薦選抜Ⅰ・Ⅱ手引（非公表）		
	5-2-1-18 生物資源科学部R4年度推薦選抜Ⅰ・Ⅱ手引（非公表）		
	5-2-1-19 システム科学技術学部R4年度推薦選抜Ⅲ手引（非公表）		
	5-2-1-20 生物資源科学部R4年度推薦選抜Ⅲ手引（非公表）		
	5-2-1-21 システム科学技術学部R4年度一般選抜(前期日程)手引（非公表）		

5-2-1-22 生物資源科学部R4年度一般選抜(前期日程)手引 (非公表)		
5-2-1-23 システム科学技術学部R4年度一般選抜(後期日程)手引 (非公表)		
5-2-1-24 生物資源科学部R4年度一般選抜(後期日程)手引 (非公表)		
5-2-1-25 システム科学技術学部R4年度編入学試験手引 (非公表)		
5-2-1-26 生物資源科学部R4年度編入学試験手引 (非公表)		
5-2-1-27 システム科学技術研究科(R4年度7月実施・推薦特別選抜)手引 (非公表)		
5-2-1-28 生物資源科学研究科(R4年度7月実施・推薦特別選抜)手引 (非公表)		
5-2-1-29 システム科学技術研究科(R4年度8月実施・一般選抜等)手引 (非公表)		
5-2-1-30 生物資源科学研究科(R4年度8月実施・一般選抜等)手引 (非公表)		
5-2-1-31 システム科学技術研究科(R4年度10月実施・共同専攻)手引 (非公表)		
5-2-1-32 システム科学技術研究科(R4年度3月実施・一般選抜等)手引 (非公表)		
5-2-1-33 生物資源科学研究科(R4年度3月実施・一般選抜等)手引 (非公表)		
・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
5-2-1-34 システム科学技術学部(総合型選抜プレゼンテーション評価シート) (非公表)		
5-2-1-35 システム科学技術学部(総合型選抜面接評価シート) (非公表)		
5-2-1-36 生物資源科学部(総合型選抜プレゼンテーション評価シート) (非公表)		
5-2-1-37 生物資源科学部(総合型選抜プレゼンテーション採点表) (非公表)		
5-2-1-38 生物資源科学部(総合型選抜面接評価シート) (非公表)		
5-2-1-39 生物資源科学部(総合型選抜面接採点表) (非公表)		
5-2-1-40 システム科学技術学部(推薦選抜Ⅰ・Ⅱ面接評価シート) (非公表)		
5-2-1-41 生物資源科学部(推薦選抜Ⅰ・Ⅱ面接評価シート) (非公表)		
5-2-1-42 生物資源科学部(推薦選抜Ⅰ・Ⅱ面接採点表) (非公表)		
5-2-1-43 システム科学技術学部(推薦選抜Ⅲ面接評価シート) (非公表)		
5-2-1-44 生物資源科学部(推薦選抜Ⅲ面接評価シート) (非公表)		
5-2-1-45 生物資源科学部(推薦選抜Ⅲ面接採点表) (非公表)		
5-2-1-46 システム科学技術学部編入学試験(面接評価シート) (非公表)		
5-2-1-47 生物資源科学部編入学試験(面接評価シート) (非公表)		
5-2-1-48 生物資源科学部編入学試験(面接採点表) (非公表)		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		

[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	5-2-1-49 平成33年度入学者選抜試験（予告） 平成30年7月10日HP公表		
	5-2-1-50 平成33年度入学者選抜試験（予告2） 平成30年10月HP公表		
	5-2-1-51 令和3年度入学者選抜試験（予告3） 令和元年9月HP公表		
	5-2-1-52 令和3年度入学者選抜試験（予告4） 令和元年10月HP公表		
	5-2-1-53 令和3年度入学者選抜試験（予告5） 令和元年11月22日HP公表		
	5-2-1-54 令和7年度入学者選抜試験（予告） 令和4年3月28日HP公表		
	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-3-02 秋田県立大学教育本部の教学マネジメントに関する自己点検・評価実施要綱		再掲
	5-2-2-01 令和3年度第2回入学試験委員会議事録（非公表）		
	5-2-2-02 令和3年度第2回入試専門部会議事録（非公表）		
	5-2-2-03 入試関係組織図（非公表）		
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 令和3年度第2回入学試験委員会議事録（非公表）		再掲
	5-2-2-02 令和3年度第2回入試専門部会議事録（非公表）		再掲
	5-2-2-04 入学者選抜状況（非公表）		
	5-2-2-05 学部入試倍率の推移（非公表）		
	5-2-2-06 県内入学者比率推移（非公表）		
	5-2-2-07 県内高校別合格状況（非公表）		
	5-2-2-08 一般前期共通テスト平均点比較（非公表）		
	5-2-2-09 学部別成績分布分析（非公表）		
	5-2-2-10 新入生一斉学力テスト報告書		
	5-2-2-11 教育企画室データ（非公表）		
	5-2-2-12 入試改革WG等実施状況（非公表）		
	5-2-2-13 県教育庁との打ち合わせ議事（非公表）		
	5-2-2-14 入試改革アンケート（非公表）		
	5-2-2-15 秋田県内高等学校長協会による大学入学者選抜に関する学長説明資料（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 5－2－2] 本学では「5-2-2-03_入試関係組織図（非公表）」のとおり、全学委員会（入学試験委員会及び入学試験実施専門部会）と各学部・研究科委員会（入学対策委員会）において、例年、学部毎の入試倍率や学力レベル、県内出身入学者の確認・分析を行うなど学生の受入状況を検証するとともに、経年分析も行っている。（根拠資料5-2-2-04～10のとおり）また、教育企画室において入試区分毎の入学後の成績などとの関連も検証しており（根拠資料5-2-2-11のとおり）、その結果を令和3年度入学者向け入試に活用した。入試制度設計の検討の際には、入試改革WGを平成29年より立ち上げ、副学長、副理事長、学長特別補佐及び各部局の入学対策委員長を委員として検討を行い（第2回WGよりオブザーバーとして学長も参加）、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体改革の実現に向けて取り組んだ。（根拠資料5-2-2-12のとおり）なお、検討の過程では秋田県内高等学校へのアンケートや秋田県教育庁との意見交換等も行い、県内高等教育機関とも連携し、周知活動を行い、令和3年度入学者向け入試より、総合型選抜の導入等、新たな入試制度で新入生を受け入れた。（根拠資料5-2-2-13～15のとおり）現在も令和7年度入学者向け入試に向け、検討を進めている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 令和3年度入学者向けの入学試験より県内高校現場や秋田県教育庁の意向も参考にした新入試制度を導入した結果、令和4年度入学者は本学の中期計画・目標に掲げている県内入学者35%を達成し、県内入学生比率37.9%の県内入学者を受け入れることができた。			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 5－3－1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 2		
	0-0-0 認証評価共通基礎データ		再掲
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 大学院進学ガイダンス周知資料（非公表）		
	5-3-1-02 大学院進学ガイダンス資料（非公表）		
	5-3-1-03 学部4年生向け改組案内（非公表）		
	5-3-1-04 大学院進学保護者送付資料（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 5－3－1] 本学では平成30年度に行った学科再編に合わせて、令和4年度入学者よりシステム科学技術研究科の改組を行い、学部教育との連携を図った2専攻7コースに再編しました。専攻の枠にとらわれない分野横断的な教育・研究をととして高度専門技術者の養成することをこれまで以上に学部学生のキャリアガイダンスや保護者に周知してきたことによって入試状況の改善につながってきている。また、実入学者が入学定員を下回っているシステム科学技術研究科の博士後期課程については、長期履修制度、早期修了制度及び特別早期修了制度のPRに努め、特に県内外の社会人学生の確保に注力している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組 5－3－A】 ・進学説明イベント「土曜は県大の日」の取組みによる県内入学者数の確保	5-3-A-01 土曜は県大の日（案内及び実績）（非公表）		
【活動取組 5－3－B】 ・高大連携事業による県内出身学生の確保	5-3-B-01 令和3年度システム科学技術学部高大連携事業一覧（非公表）		
	5-3-B-02 令和3年度生物資源科学部高大連携事業一覧（非公表）		
【活動取組 5－3－C】 ・秋田県立大学特命PRアンバサダー制度（在学生による母校訪問活動）による志願者確保及び在学生の成長支援の取組	5-3-C-01 特命アンバサダーの手引き（非公表）		
	5-3-C-02 システム科学技術学部特命アンバサダー報告書（非公表）		
	5-3-C-03 生物資源科学部特命アンバサダー報告書（非公表）		
【活動取組 5－3－D】 ・高大接続ハイレベル講座の実施	5-3-D-01 ハイレベル講座チラシ		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・本学では保護者・受験生を対象としたキャンパス見学会を兼ねた進学説明会を来場しやすい土曜日に設け、親子でじっくり大学の概要について相談できるイベントを平成30年より継続的に開催し、熱意ある受験生の受験率及び入学率の向上につながっていると分析している。 ・秋田県内の入学者確保については高校教育現場の要望に応じて開学以来、継続して取り組んでいる高大連携事業により、秋田県内出身学生の入学率の向上につながっているほか、秋田県内のSSH等の採択高校の依頼を受け、大学側による基調講演、大学施設・設備を用いた講義・実習、探究活動の支援を行い、県内高校生の数学・理科への関心を高め、探究活動のレベルを高めるとともに、本学への志願者増加にもつながっていると分析している。 ・優秀な学生の確保に向けては、本学の特徴等をPRするために本学在学中の学生が、出身高校を訪問して本学の良さを高校教員や高校生に直に伝える「特命PRアンバサダー」制度を設け、受験率の向上に努めている。また、この取組みは当該出身高校からの志願者増加のほか、当該学生のプレゼンテーション能力の向上にもつながっていると分析している。 ・高大接続ハイレベル講座（塾）を、各学部で重要な数学・物理・化学・生物等について開講し、受験対策の内容ではなく高校数学・理科への興味や学修意欲を引き出すような視点での講義・実験を提供し、本学への志願者増加につながっていると分析している。			
【改善を要する事項】 該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

秋田県立大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6－1	基準 6－2	基準 6－3	基準 6－4	基準 6－5	基準 6－6	基準 6－7	基準 6－8	備考
01	システム科学技術学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	生物資源科学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	システム科学技術研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
04	生物資源科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

:「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)学士課程ディプロマ・ポリシー		
	6-1-1-03 (01)システム科学技術学部ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[6-1-1] 全学ポリシーと学部・学科ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)学士課程カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-03 (01)システム科学技術学部カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-03 (01)システム科学技術学部ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-03 (01)システム科学技術学部カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[6-2-1] 全学ポリシーと学部・学科ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。 また、自己点検の結果、システム科学技術学部のカリキュラム・ポリシーについては見直し対応中である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01 (00)秋田県立大学履修規程		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-03 (01)システム科学技術学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-05(01)(02)授業科目の分類		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 6-3-2-02 (01)システム教務委員会議事録（日本学術会議参照基準）（非公表）		
	・ シラバス 6-3-2-01 (01)システム科学技術学部シラバス		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 1-3-1-01 秋田県立大学学則	第41条～第42条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-1】 国連の提唱するSDGsや、Society5.0、IoTやDXなどに対応し、社会課題を解決し、社会に貢献する人材を育成するために、様々な知識や技術などの要素を有機的に結び付け、統合化する「システム思考」を修得するための教育に力を入れている。1-2年次において基礎となる「システム科学入門・応用・演習」、更に上の学年では、発展させた専門科目を各学科において設置。さらには大学院に進学して「システム思考」に更に高度で先端的な厚みを持たせ、分野横断的な能力を養成するために、研究科の再編やカリキュラムの編成を行うなど、充実した内容の教育プログラムを実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】 ・ジェネリックスキルテストの分析状況	6-3-A-01 2018年度入学生のPROG結果の分析（非公表）		
【活動取組6-3-B】 ・個人別学修成果の可視化及び提供	6-3-A-02 ディプロマサプリメント（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 学修成果の可視化の試みとして、1年及び3年時に実施したPROG（ジェネリックスキルテスト）の結果比較、及び1年次終了時点と卒業時点のシラバスに示したディプロマ・ポリシーの身につく能力毎のGPAをグラフ化し、R3年度の卒業生全員に配布した。また、学生へのフィードバックとは別に、学士力や社会人基礎力の伸びを分析して、本学教育改革の参考資料とする試みに着手した。各項目について学部、学科毎や学生自主研究の経験別に分析し、実験・実習科目や学生自主研究の効果についていくつかの知見を得たが、まだ1期のみ分析であるため今後も継続的に分析して、教育改善を検討するための参考資料としていく。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和4(2022)年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)令和4(2022)年度授業回数表		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和4(2022)年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)令和4(2022)年度授業回数表		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (01)システム科学技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (01)システム科学技術学部シラバス		再掲
	6-4-3-01 (01)授業形態の工夫（システムPBL科目）（非公表）		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (01)教育上主要と認める授業科目		
	6-4-4-01 (01)(03)システム教務委員会議事録（教育上主要と認める授業科目）（非公表）		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (01)システム科学技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接受業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-4-3] シラバスは、本学ホームページ上でも検索可能となっている。（https://www.akita-pu.ac.jp/student/calendar/student0100）			
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、教務委員会にて決定した。（根拠資料6-4-4-01_ (01) (03) システム教務委員会議事録（教育上主要と認める授業科目）（非公表）のとおり）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【活動取組6-4-A】 ・学生自主研究制度の実施	6-4-A-01 (01)(02)学生自主研究制度と実績レポート		
【活動取組6-4-B】 ・本学では実業高校出身者等の多様な人材を受け入れているが、特に工学系のシステム科学技術学部では、出身高校でのカリキュラムによっては、数学と物理の強化を要する学生もいる。このような学生に対して、教員が担当する基礎講座の開講に加えて、平成26年より「数学・物理駆けこみ寺」を実施している。この活動では、大学が雇用するピアチューターと呼ばれる上級生が、ラーニングコモンズに一定時間待機し、利用希望の学生の質問や学習相談に応えている。利用回数の多い学生の中には1年時から2年時でGPAが0.4～1.0伸びた例もある。また、ピアチューターを務める上級生にとっても、知識の再確認や解説・説明のトレーニングの機会となっている。	6-4-B-01 (01)令和3年度後期駆けこみ寺実施報告		
【活動取組6-4-C】 ・デジタル社会の基礎となる数理・データサイエンス・AIに関する知識・技能は、学部・学科に関わらず全ての大学生が修得すべき時代となっており、本学はこれに対応するため、令和4年度より全学において、各学部・学科の必修科目で構成された秋田県立大学「データサイエンス入門」プログラムを実施している。なお、本プログラムは内閣府・文部科学省・経済産業省による大学等における数理・データサイエンス・AI教育を奨励するための「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に令和5年度に申請予定である。	4-2-1-06 2022学生便覧	p32	再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 学部学生1、2年次から興味のあるテーマについて、学生主体で研究を行うことができる学生自主研究制度は、開学時より実施しており、毎年多くの学生が本制度を利用している。加えて、学部3年生を対象にしたアドバンスト自主研究制度を実施し、早期に研究室と関わる機会を与え、スムーズな研究室配属と卒業研究への移行を促している。大学低学年から研究心を養うという趣旨で始められたが、令和3年度のPROG結果分析でコンピテンシー、例えば自信創出力等が上がっており、多様な経験を経ることで良い教育効果が得られていると分析している。
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (01)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (01)学習指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (01)(03)2021システム科学技術学部インターンシップ手引		
	6-5-3-03 (01)令和3年度インターンシップA.B受入企業、実習生数等		
	6-5-3-04 (01)シラバス インターンシップA		
	6-5-3-05 (01)シラバス インターンシップB		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-04 日本語教室実施報告（R3前期分）		再掲
	4-2-3-05 日本語教室実施報告（R3後期分）		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-5-3] 大学が仲介し単位認定するインターンシップ科目を継続して行っているほか、学生自ら実習先を探し参加したインターンシップでも本学の条件を満たせば単位として認定する等、積極的な参加を奨励している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】 ・ジョブシャドウイング（1年次からはじめる職場観察型の1日インターンシップ）の実施	6-5-A-01 (00)ジョブシャドウイング説明（ホームページ）		
	6-5-A-02 (01)2021年度 夏期ジョブシャドウイング 参加状況一覧		
	6-5-A-03 (01)2021年度 春期ジョブシャドウイング 参加状況一覧		
【活動取組6-5-B】 ・起業力醸成プログラム及びアクションプランコンテストの実施 システム科学技術学部及び生物資源科学部では、起業や創業の知識を身に付けるための教育プログラムとして、起業力醸成プログラムを実施しており、本プログラムやあきた地域学課程の履修や課外活動等で得た知識・技能を活かして、秋田県や出身地域の振興に対して意欲的かつ具体的なアクションプランを持つに至った学生の支援を目的としたアクティブ人材奨励事業として「アクションプラン・コンテスト」を実施、高い評価を得た学生を表彰し、プラン実現に向けて学業や活動を継続するための奨励金を授与している。 ＊アクションプラン・コンテスト 開学20周年記念募金を原資に創設した「ふるさと元気創成基金」の事業の一つである「アクティブ人材奨励事業」により、ふるさと（秋田県や出身地域）の振興に意欲とビジョンを持った学生を応援するため、学部3年生を対象に実施している。応募者の作文（1次選考）とプレゼンテーション（2次選考）により選拔し、上位者に優秀賞と努力賞（副賞としてプラン実現を応援するための奨励金を授与）を授与している。	4-2-1-06 2022学生便覧	p31	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 秋田県からの要請の一つとして卒業・修了後の県内定着の促進があり、学生への県内企業の紹介やマッチングに努めるとともに、起業についても知識とマインドを養い事業計画を書く演習を取り入れた科目群を準備し、令和2年から両学部で「起業力醸成プログラム」をスタートした。プログラム修了生には大学独自の修了認定を行っている。 また、起業に留まらず広く県内や自分の郷里の活性化に取り組もうとする有志学生には、本学20周年記念事業である「アクションプラン・コンテスト」への応募を呼び掛けた。 アクションプラン・コンテストへの応募者で2次選考に進んだ学生数、優秀賞、努力賞はそれぞれ、令和2年度第1回は11名、5名、6名、令和3年度第2回は9名、5名、4名でだった。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－6－1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-3-1-01 (00)秋田県立大学履修規程	第7条2	再掲
[分析項目6－6－2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p27	再掲
	6-6-2-01 (00)ホームページ掲載		
[分析項目6－6－3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (01)(03)成績分布表（システム）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (01)(03)教務委員会議事録（非公表）		
	・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)秋田県立大学履修規程	第7条4	再掲
	4-2-1-06 2022学生便覧	p27	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6－6－4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01)(03)成績の評価に係る異議申立の手続きについて		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p28	再掲
	6-6-4-02 (01)(03)イントラネット 本荘キャンパス		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (01)(03)成績評価に係る異議申立実績（非公表）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)公立大学法人秋田県立大学文書管理規程		
	6-6-4-05 (00)秋田県立大学学生の成績評価根拠資料の取扱要領		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-01 秋田県立大学学則	第51条	再掲
	1-3-2-01 秋田県立大学学部教授会規程	第3条2	再掲
	6-3-1-01 (00)秋田県立大学履修規程	第12条、別表	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-01 秋田県立大学学則	第51条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p29、p192～201	再掲
	6-7-3-01 (01)オリエンテーション資料（履修関係）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)システム科学技術学部教務委員会議事録（非公表）		
	6-7-4-02 (01)システム科学技術学部教授会議事要旨（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (01)(02)資格取得実績一覧		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (00)学会等受賞者一覧		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00)R03学校基本調査票（卒業後の状況調査）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)活躍する卒業生（秋田県立大学ホームページ）	p2～14	
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (01)(02)令和3年度学生満足度アンケート結果		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-01 卒業生及び修了生アンケート		再掲
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-02 就職先アンケート報告書		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 開学以来の卒業生の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）がほぼ100%であり、直近5年間は100%である。開学時は大学の知名度が無かったことからキャリア支援には格段に力を入れた。それは現在でも引き継がれ、教職員が組織的に学生の希望や状況を聞き取って支援する体制がある。加えて、企業の採用活動の早期化に対応して、3年からだったキャリアガイダンスに加え、H29年からは1、2年生に低学年ガイダンスや進路ガイダンスを開催し、進路検討への早期の気づきを促している。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)学士課程ディプロマ・ポリシー		
	6-1-1-03 (02)生物資源科学部ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[6-1-1] 全学ポリシーと学部・学科ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)学士課程カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-03 (02)生物資源科学部カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-03 (02)生物資源科学部ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-03 (02)生物資源科学部カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[6-2-1] 全学ポリシーと学部・学科ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01 (00)秋田県立大学履修規程		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンパリング等） 6-3-1-03 (02)生物資源科学部カリキュラム・マップ		
	6-3-1-05(01)(02)授業科目の分類		
[分析項目 6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 6-3-2-02 (02)生物資源教務委員会議事録（日本学術会議参照基準）（非公表）		
	・ シラバス 6-3-2-01 (02)生物資源科学部シラバス		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目 6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 1-3-1-01 秋田県立大学学則	第 4 1 条～第 4 2 条	再掲
[分析項目 6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】 ・ ジェネリックスキルテストの分析状況	6-3-A-01 2018年度入学生のPROG結果の分析（非公表）		
【活動取組6-3-B】 ・ 個人別学修成果の可視化及び提供	6-3-A-02 ディプロマサプリメント（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 学修成果の可視化の試みとして、1年及び3年時に実施したPROG（ジェネリックスキルテスト）の結果比較、及び1年次終了時点と卒業時点のシラバスに示したディプロマ・ポリシーの身につく能力毎のGPAをグラフ化し、R3年度の卒業生全員に配布した。また、学生へのフィードバックとは別に、学士力や社会人基礎力の伸びを分析して、本学教育改革の参考資料とする試みに着手した。各項目について学部、学科毎や学生自主研究の経験別に分析し、実験・実習科目や学生自主研究の効果についていくつかの知見を得たが、まだ1期のための分析であるため今後も継続的に分析して、教育改善を検討するための参考資料としていく。			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和4(2022)年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)令和4(2022)年度授業回数表		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和4(2022)年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)令和4(2022)年度授業回数表		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (02)生物資源科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (02)生物資源科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (02)教育上主要と認める授業科目		
	6-4-4-01 (02)(04)生物教務委員会議事録（教育上主要と認める授業科目）（非公表）		
	・シラバス 6-3-2-01 (02)生物資源科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-4-3] シラバスは、本学ホームページ上でも検索可能となっている。（ https://www.akita-pu.ac.jp/student/calendar/student0100 ）			
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、教務委員会にて決定した。（根拠資料6-4-4-01_ (02) (04) 生物教務委員会議事録（教育上主要と認める授業科目）（非公表）のとおり）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【活動取組6-4-A】 ・学生自主研究制度の実施	6-4-A-01 (01)(02)学生自主研究制度と実績レポート		
【活動取組6-4-B】 ・生物資源科学部における授業形態、学習指導法の特色	6-4-B-01 (02)(04)授業形態、学習指導法の特色		
【活動取組6-4-C】 ・デジタル社会の基礎となる数理・データサイエンス・AIに関する知識・技能は、学部・学科に関わらず全ての大学生が修得すべき時代となっており、本学はこれに対応するため、令和4年度より全学において、各学部・学科の必修科目で構成された秋田県立大学「データサイエンス入門」プログラムを実施している。なお、本プログラムは内閣府・文部科学省・経済産業省による大学等における数理・データサイエンス・AI教育を奨励するための「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に令和5年度に申請予定である。	4-2-1-06 2022学生便覧	p32	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 学部学生1、2年次から興味のあるテーマについて、学生主体で研究を行うことができる学生自主研究制度は、開学より実施しており、毎年多くの学生が本制度を利用している。大学低学年から研究心を養うという趣旨で始められたが、令和3年度のPROG結果分析でコンピテンシー、例えば自信創出力等が上がり、多様な経験を経ることで良い教育効果が得られていると分析している。			

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (02)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (02)学習指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-02 (02)令和3年度生物資源科学部インターンシップ実施要領		
	6-5-3-03 (02)令和3年度インターンシップA.B.C受入企業、実習生数等		
	6-5-3-04 (02)シラバス インターンシップA		
	6-5-3-05 (02)シラバス インターンシップB		
	6-5-3-06 (02)シラバス インターンシップC		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (02)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-03 留学生のためのチューター制度にかかる申し合わせ（生物資源科学部）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (02)(04)H21-H26聴覚障害学生支援（ノートテーカー）スタッフ数（生物）		
	6-5-4-02 (02)(04)ノートテイク謝礼取扱（生物）		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		

		・学習支援の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
[分析項目6-5-3] 大学が仲介し単位認定するインターンシップ科目を継続して行っているほか、学生自ら実習先を探し参加したインターンシップでも本学の条件を満たせば単位として認定する等、積極的な参加を奨励している。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。				
【活動取組6-5-A】 ・ジョブシャドウイング（1年次からはじめる職場観察型の1日インターンシップ）の実施		6-5-A-01 (00)ジョブシャドウイング説明（ホームページ） 6-5-A-02 (02)令和3年度夏期ジョブシャドウイングについて 6-5-A-03 (02)令和3年度春期ジョブシャドウイングについて		
【活動取組6-5-B】 ・起業力醸成プログラム及びアクションプランコンテストの実施 システム科学技術学部及び生物資源科学部では、起業や創業の知識を身に付けるための教育プログラムとして、起業力醸成プログラムを実施しており、本プログラムやあきた地域学課程の履修や課外活動等で得た知識・技能を活かして、秋田県や出身地域の振興に対して意欲的かつ具体的なアクションプランを持つに至った学生の支援を目的としたアクティブ人材奨励事業として「アクションプラン・コンテスト」を実施、高い評価を得た学生を表彰し、プラン実現に向けて学業や活動を継続するための奨励金を授与している。 ＊アクションプラン・コンテスト 開学20周年記念募金を原資に創設した「ふるさと元気創成基金」の事業の一つである「アクティブ人材奨励事業」により、ふるさと（秋田県や出身地域）の振興に意欲とビジョンを持った学生を応援するため、学部3年生を対象に実施している。応募者の作文（1次選考）とプレゼンテーション（2次選考）により選拔し、上位者に優秀賞と努力賞（副賞としてプラン実現を応援するための奨励金を授与）を授与している。		4-2-1-06 2022学生便覧	p31	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 秋田県からの要請の一つとして卒業・修了後の県内定着の促進があり、学生への県内企業の紹介やマッチングに努めるとともに、起業についても知識とマインドを養い事業計画を書く演習を取り入れた科目群を準備し、令和2年から両学部で「起業力醸成プログラム」をスタートした。プログラム修了生には大学独自の修了認定を行っている。 また、起業に留まらず広く県内や自分の郷里の活性化に取り組もうとする有志学生には、本学20周年記念事業である「アクションプラン・コンテスト」への応募を呼び掛けた。 アクションプラン・コンテストへの応募者で2次選考に進んだ学生数、優秀賞、努力賞はそれぞれ、令和2年度第1回は11名、5名、6名、令和3年度第2回は9名、5名、4名であり、このうち第1回応募者からは2名が農業関連の起業を志し、県内市町村等の研修制度を利用して起業準備を進めている。				
【改善を要する事項】 該当なし				

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-3-1-01 (00)秋田県立大学履修規程	第7条2	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p27	再掲
	6-6-2-01 (00)ホームページ掲載		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (02)(04)成績分布表（生物）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (02)(04)教務委員会議事録（非公表）		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-01 (00)秋田県立大学履修規程	第7条4	再掲
	4-2-1-06 2022学生便覧	p27	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (02)(04)成績の評価に係る異議申立ての手続きについて		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p28	再掲
	6-6-4-02 (02)(04)イントラネット 秋田キャンパス		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (02)(04)成績評価に係る異議申立実績（非公表）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)公立大学法人秋田県立大学文書管理規程		
	6-6-4-05 (00)秋田県立大学学生の成績評価根拠資料の取扱要領		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-01 秋田県立大学学則	第51条	再掲
	1-3-2-01 秋田県立大学学部教授会規程	第3条2	再掲
	6-3-1-01 (00)秋田県立大学履修規程	第12条、別表	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 1-3-1-01 秋田県立大学学則	第51条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 4-2-1-06 2022学生便覧	p29、p202～209	再掲
	6-7-3-01 (02)(04)オリエンテーション資料（履修関係）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (02)生物資源科学部教務委員会議事要旨（非公表）		
	6-7-4-02 (02)生物資源科学部教授会議事要旨（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 (02)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (01)(02)資格取得実績一覧		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (00)学会等受賞者一覧		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (02)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00)R03学校基本調査票（卒業後の状況調査）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)活躍する卒業生（秋田県立大学ホームページ）	p14～28	
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (01)(02)令和3年度学生満足度アンケート結果		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-01 卒業生及び修了生アンケート		再掲
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-02 就職先アンケート報告書		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 開学以来の卒業生の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）がほぼ100%であり、直近5年間は100%である。開学時は大学の知名度が無かったことからキャリア支援には格段に力を入れた。それは現在でも引き継がれ、教職員が組織的に学生の希望や状況を聞き取って支援する体制がある。加えて、企業の採用活動の早期化に対応して、3年からだったキャリアガイダンスに加え、令和2年からは2年生に低学年ガイダンスや進路ガイダンスを開催し、進路検討への早期の気づきを促している。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-02 (00)大学院課程ディプロマ・ポリシー		
	6-1-1-03 (03)システム科学技術研究科ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[6-1-1] 全学ポリシーと研究科・専攻ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-02 (00)大学院課程カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-03 (03)システム科学技術研究科カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-03 (03)システム科学技術研究科ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-03 (03)システム科学技術研究科カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[6-2-1] 全学ポリシーと研究科・専攻ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02 (00)秋田県立大学大学院履修規程		
	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-03 (03)システム科学技術研究科カリキュラムマップ		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス 6-3-2-01 (03)システム科学技術研究科シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 1-3-1-02 秋田県立大学大学院学則	第23条～第26条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 2-5-1-03 教員の大学院指導資格に関する申し合わせ（非公表）	第3条3	再掲
	6-3-4-01 (03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科規程	第5条	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02 (03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科における研究方法と研究指導、学位論文審査等の実施基準	I 1 (1)	
	6-3-4-03 (03)大学院研究指導および論文審査に関する申し合わせ		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-02 (03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科における研究方法と研究指導、学位論文審査等の実施基準	II 1 (2)、II 2 (3) ②	再掲
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-07 (03)他大学や産業界との連携（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		

	6-3-4-08 (03)令和4年度研究倫理教育(システム)		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-08 R3年度後期TA実績報告書(非公表)		再掲
	6-3-4-09 (03) RA成果報告書(非公表)		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別)		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-3-4] 自己点検の結果、「6-3-4-02_(03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科における研究方法と研究指導、学位論文審査等の実施基準」については見直し対応中である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和4(2022)年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)令和4(2022)年度授業回数表		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和4(2022)年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)令和4(2022)年度授業回数表		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (03)システム科学技術研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (03)システム科学技術研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 (03)教育上主要と認める授業科目		
	6-4-4-01 (01)(03)システム教務委員会議事録（教育上主要と認める授業科目）（非公表）		
	・シラバス 6-3-2-01 (03)システム科学技術研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-4-3] シラバスは、本学ホームページ上でも検索可能となっている。（ https://www.akita-pu.ac.jp/student/calendar/student0100 ）			
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、教務委員会にて決定した。（根拠資料6-4-4-01_ (01) (03)システム教務委員会議事録（教育上主要と認める授業科目）（非公表）のとおり）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-4-A】 システム科学技術研究科の改組にあたり、システム科学技術学部が目指す「システム思考」を身につけた学生に、さらに発展的に問題発見・解決の力を養うことを計画し、「特色あるプログラム」を開設した。学生は、修士論文研究に加えて、秋田県で今後取組むべき課題として輸送機械、再生可能エネルギー、スマート農業、大規模木造建築の4テーマから選んで関連する講義と実習等を受講することで、本学独自の修了証を授与される。スマート農業と大規模木造建築は生物資源科学研究科との共同開講による全学的な取組みで、本学の特長の一つであるアグリイノベーション教育研究センター（大潟）と木材高度加工研究所（能代）の教員と施設を利用する、全国的にも類を見ない教育内容となっている。さらに、スマート農業については「大学院の特色ある教育プログラム」だけでなく、アグリイノベーション教育センターにおいて、社会人向けに「スマート農業指導士育成プログラム」を令和4年度より実施している。	6-4-A-01 スマート農業指導士育成プログラム		
	6-4-A-02 (03)(04)大学院の特色ある教育プログラム		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (03)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (03)学習指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (03)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (01)(03)2021システム科学技術学部インターンシップ手引		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (03)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-04 日本語教室実施報告（R3前期分）		再掲
	4-2-3-05 日本語教室実施報告（R3後期分）		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-3-1-02 (00)秋田県立大学大学院履修規程	第7条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p56	再掲
	6-6-2-01 (00)ホームページ掲載		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (01)(03)成績分布表（システム）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (01)(03)教務委員会議事録（非公表）		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (00)秋田県立大学大学院履修規程		再掲
	4-2-1-06 2022学生便覧	p56	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01)(03)成績の評価に係る異議申立ての手続きについて		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p57	再掲
	6-6-4-02 (01)(03)イントラネット 本荘キャンパス		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (01)(03)成績評価に係る異議申立実績（非公表）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)公立大学法人秋田県立大学文書管理規程		
	6-6-4-05 (00)秋田県立大学学生の成績評価根拠資料の取扱要領		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 秋田県立大学大学院学則	第7条、第35条～第36条	再掲
	1-3-2-02 秋田県立大学研究科教授会規程	第3条2	再掲
	6-3-1-02 (00)秋田県立大学大学院履修規程	第11条、別表	再掲
	6-7-1-05 (00)学位規程		
	6-7-1-01 (00)秋田県立大学大学院長期履修学生規程		
	6-7-1-02 (03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科における特別早期修了制度に関する申し合わせ		
	6-3-4-02 (03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科における研究方法と研究指導、学位論文審査等の実施基準	Ⅱ1(11)、Ⅱ2(16)	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 秋田県立大学大学院学則	第35条～第36条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-05 (00)学位規程		再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (03)学位論文審査基準（システム）		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-05 (00)学位規程	第5条～第12条	再掲
	6-3-4-01 (03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科規程	第12条～第14条	再掲
	6-3-4-02 (03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科における研究方法と研究指導、学位論文審査等の実施基準	Ⅱ	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p57、p210～214	再掲
	6-7-3-01 (03)オリエンテーション資料（履修関係）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (03)システム科学技術研究科教務委員会議事録（非公表）		
	6-7-4-02 (03)システム科学技術研究科教授会議事要旨（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (03)学位論文審査基準（システム）		再掲

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 6-3-4-02 (03)秋田県立大学大学院システム科学技術研究科における研究方法と研究指導、学位論文審査等の実施基準	Ⅱ 1 (1)、Ⅱ 2 (1)	再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1 (03)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	6-8-1-02 (00)学会等受賞者一覧		
	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2） 主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (03)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	6-8-2-01 (00)R03学校基本調査票（卒業後の状況調査）		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)活躍する卒業生（秋田県立大学ホームページ）	p6、9～11	
	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-02 (03)大学院授業アンケート（システム）		
	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	2-3-3-01 卒業生及び修了生アンケート		再掲
	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-02 就職先アンケート報告書		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 開学以来、修了生の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）がほぼ100%であり、直近3年間は100%である。			
【改善を要する事項】 該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

:「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	6-1-1-02 (00)大学院課程ディプロマ・ポリシー		
	6-1-1-03 (04)生物資源科学研究科ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[6-1-1] 全学ポリシーと研究科・専攻ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-2-1-02 (00)大学院課程カリキュラム・ポリシー		
	6-2-1-03 (04)生物資源科学研究科カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-03 (04)生物資源科学研究科ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-03 (04)生物資源科学研究科カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[6-2-1] 全学ポリシーと研究科・専攻ポリシーの関係性をより明確に示すため、本学ホームページにて、ポリシーの構成を補足説明する文言を追加し、周知を図った。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－3－1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (00)秋田県立大学大学院履修規程		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-03 (04)生物資源科学研究科カリキュラム・マップ		
[分析項目 6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-01 (04)生物資源科学研究科シラバス		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目 6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-02 秋田県立大学大学院学則	第 2 3 条～第 2 6 条	再掲
[分析項目 6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	2-5-1-03 教員の大学院指導資格に関する申し合わせ（非公表）	第 3 条 3	再掲
	6-3-4-04 (04)生物資源科学研究科主指導教員の研究指導に関する申し合わせ		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-04 (04)生物資源科学研究科主指導教員の研究指導に関する申し合わせ		再掲
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (04)修士学位論文審査申し合わせ	4 (2)	
	6-3-4-06 (04)博士学位論文審査申し合わせ	3 (1)	
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	6-3-4-07 (04)他大学や産業界との連携 (非公表)		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-08 (04)令和4年度研究倫理教育(生物)		
	・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
	2-5-6-08 R3年度後期TA実績報告書 (非公表)		再掲
	6-3-4-09 (04) RA成果報告書 (非公表)		
[分析項目 6－3－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6-4-1] 1 年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和4(2022)年度学年暦		
	6-4-1-02 (00)令和4(2022)年度授業回数表		
[分析項目 6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和4(2022)年度学年暦		再掲
	6-4-1-02 (00)令和4(2022)年度授業回数表		再掲
	・ シラバス 6-3-2-01 (04)生物資源科学研究科シラバス		再掲
[分析項目 6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-01 (04)生物資源科学研究科シラバス		再掲
[分析項目 6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4）		
	6-4-4 (04)教育上主要と認める授業科目		
	6-4-4-01 (02)(04)生物教務委員会議事録（教育上主要と認める授業科目）（非公表）		
	・ シラバス 6-3-2-01 (04)生物資源科学研究科シラバス		再掲
[分析項目 6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていること	・ CAP 制に関する規定		
[分析項目 6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則		
[分析項目 6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・ 実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目 6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目 6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-4-3] シラバスは、本学ホームページ上でも検索可能となっている。（ https://www.akita-pu.ac.jp/student/calendar/student0100 ）			
[分析項目 6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、教務委員会にて決定した。（根拠資料6-4-4-01_(02)(04)生物教務委員会議事録（教育上主要と認める授業科目）（非公表）のとおりに）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【活動取組 6-4-A】 生物資源科学研究科では、スマート農業や大規模木造建築が生物資源科学部・研究科の特長を活かした他の類を見ない研究・教育テーマであることに着目し、システム科学技術研究科改組に合わせて、その教育プログラム開発に全学共同開講として取り組むこととした。また、スマート農業は学術的にも社会的にも新しい分野で、学生に認知されていなかったため、学部3年生に対して講義実習科目「スマート農業入門」を開講することで、この受講生に大学院進学を勧奨する効果も期待している。さらに、スマート農業については、アグリイノベーション教育センターにおいて、社会人向けに「スマート農業指導士育成プログラム」を令和4年度より実施している。	6-4-A-01 スマート農業指導士育成プログラム		
	6-4-A-02 (03)(04)大学院の特色ある教育プログラム		
【活動取組 6-4-B】 ・生物資源科学研究科における授業形態、学習指導法の特徴	6-4-B-01 (02)(04)授業形態、学習指導法の特徴		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－5－1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1）		
	6-5-1 (04)履修指導の実施状況		
	・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2）		
	6-5-2 (04)学習指導の実施状況		
	・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目 6－5－3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3）		
	6-5-3 (04)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目 6－5－4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4）		
	6-5-4 (04)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-03 留学生のためのチューター制度にかかる申し合わせ（生物資源科学部）		再掲
	・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (02)(04)H21-H26聴覚障害学生支援（ノートテーカー）スタッフ数（生物）		
	6-5-4-02 (02)(04)ノートテイク謝礼取扱（生物）		
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-3-1-02 (00)秋田県立大学大学院履修規程	第7条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p56	再掲
	6-6-2-01 (00)ホームページ掲載		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (02)(04)成績分布表（生物）（非公表）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (02)(04)教務委員会議事録（非公表）		
	・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (00)秋田県立大学大学院履修規程		再掲
	4-2-1-06 2022学生便覧	p56	再掲
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (02)(04)成績の評価に係る異議申立ての手続きについて		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p57	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (02)(04)成績評価に係る異議申立実績（非公表）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-04 (00)公立大学法人秋田県立大学文書管理規程		
	6-6-4-05 (00)秋田県立大学学生の成績評価根拠資料の取扱要領		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 秋田県立大学大学院学則	第7条、第35条～第36条	再掲
	1-3-2-02 秋田県立大学研究科教授会規程	第3条2	再掲
	6-3-1-02 (00)秋田県立大学大学院履修規程	第11条、別表	再掲
	6-7-1-01 (00)秋田県立大学大学院長期履修学生規程		
	6-7-1-02 (04)博士後期課程特別早期修了制度に関する申し合せ		
	6-7-1-03 (04)博士前期課程の早期修了に係る申し合わせ		
	6-7-1-04 (04)課程博士の早期修了に係る申し合わせ		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 秋田県立大学大学院学則	第35条～第36条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (04)学位論文審査基準（生物）		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-05 (00)学位規程		再掲
	6-3-4-05 (04)修士学位論文審査申し合わせ		再掲
	6-3-4-06 (04)博士学位論文審査申し合わせ		再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	4-2-1-06 2022学生便覧	p57、p215～216	再掲
	6-7-3-01 (02)(04)オリエンテーション資料（履修関係）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (04)生物資源科学研究科教務委員会議事要旨（非公表）		
	6-7-4-02 (04)生物資源科学研究科教授会議事要旨（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-4-05 (04)修士学位論文審査申し合わせ	1～4	再掲
	6-3-4-06 (04)博士学位論文審査申し合わせ	1～4	再掲

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-4-05 (04)修士学位論文審査申し合わせ		再掲
	6-3-4-06 (04)博士学位論文審査申し合わせ		再掲
[分析項目 6－7－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目 6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－1）		
	6-8-1 (04)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
	・ 資格の取得者数が確認できる資料		
	・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目 6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	6-8-1-02 (00)学会等受賞者一覧		
	・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む。）		
	6-8-2 (04)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当 URL）		
	6-8-2-01 (00)R03学校基本調査票（卒業後の状況調査）		
[分析項目 6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (00)活躍する卒業生（秋田県立大学ホームページ）	p17～21、23～24	
	・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目 6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-02 (04)大学院授業アンケート（生物）		
	・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目 6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	2-3-3-01 卒業生及び修了生アンケート		再掲
	・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-3-02 就職先アンケート報告書		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 開学以来、修了生の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）がほぼ100%であり、直近5年間は100%である。			
【改善を要する事項】 該当なし			